

気候変動枠組条約締結国会議 COP15 クライメイト ジャスティス「気候的正義」の新展開

弁護士 籠橋隆明 (JELF 事務局長 / 愛知県弁護士会)

京都議定書に代わる新しい議定書に向かう会議と位置づけられているためか、今回のCOPはこれまでにない多数のNGOが参加した。余りの多さに普段ならばオープンにされる行事も14日には全て非公開となった。15日にはさらに人数制限され、最終日までに入場制限はさらに厳しくなる見込みだ。

COP15での公式会議はほとんどがクロードとされているため、オブザーバーとして会議場に入場しても実際の会議はメディアや、有力なNGOからの情報以上には得られない。会議の推移は日本にいたほうがよく伝わる。むしろ、私たちの役割は世界から多数が参加し、情報を共有し、国際的な連帯で会議の前進を後押しすることにある。会議場内のブースや、サイドイベント、会議場外でのデモンストレーションなどから私たちは世界のNGOの動向を垣間見ることができる。

COP15での草の根の傾向であるが、これまでになく「気候的正義」、「Climate Justice」という言葉が目立ったことにあるように思う。地球温暖化による被害は各地で証拠づけられ、報告されてきたが、さらにそれが「正義」の課題であるとは必ずしも認識されていなかった。先進国は途上国に対して気候変動の責任をとらなければならない。それも、途上国に住んで被害を実際に受ける一人一人に対して責任をとるべきだ。被害者は加害者に対して、あるいはCO2を無責任に放出して利益を得ているものに対して、温暖化対策を求める権利を有するというのが「正義」の課題だ。これは、気候的に平衡状態にある地球の大気を公共の財産と見て、その公平な利用を訴えているように思われる。「共通だが差異ある責任」を課せられた先進国が、これまで機会があったにもかかわらず抑制でき

なかった責任を追及する姿勢が出てきたのかもしれない。

たとえば、南アフリカのNGOである"Actionaid International"は"Rich countries pay your climate debt!"とスローガンを掲げてキャンペーンを繰り広げていた。パンフレッ

トを見ると、「気候変動の問題に対して効率的に挑戦とは、今や、金銭による厳格な精算が必要だ。」という書き出しから始まっている。彼らの「気候的債務」、「climate debt」とは文字通り、金銭債務だ。彼らのこのスローガンはある意味ではわかりやすい。

彼らのブースではボリビア政府が主張する「気候的債務」の考えを次のように紹介する。

An 'emissions debt'

"rich countries"が有限資源である大気枠を消費しすぎたことによって生じた債務である。

An 'adaptation debt'

"rich countries"の排出により、開発途上国にとって不公平に思えるような、気候変動への影響に対する債務である。

ここでは、大気の温暖化ガス処理能力を"limited space"と見て、それを開発途上国の分まで過剰消費した先進国の責任を追及している。"limited space"を公共財と見ていることだ。この公共財に対しては途上国分もあるはずなのだが、それを先進国が過剰に使ってしまったのだから返済せよと言うのが の考え方だろ



アル・ゴア。さすがスーパー
スターで報道陣も圧倒的



人魚姫のそばに置かれたフランスのNGOの作品。下が、途上国、上が肥満した先進国。「いつまで耐えられるか」というコピーがありました。

う。さらに、過剰に使ったために、異常気象をもたらし、後進国に不利益を与えているのだからそれを賠償せよと言うのが債務なのだろう。

確かに、平衡を維持する能力を超えて温暖化ガスが排出されれば気温が上がる。

大気は平衡を保つ能力を持っていたが、その限界を超えたのが気候変動問題だ。大気の処理能力は限界が見えない100年前には考えなくても良かったかもしれないが、限界を過ぎている現在では限りある資源であり、誰もが等しく享有できた人類の共有財産であると認識する必要がある。この「等しさ」が正義の意味だ。

もっとも、"Actionaid International"の主張は先進国と後進国との間の公平さが問題にされている。しかし、正義の課題は個人の尊厳にかかわる問題である。単に国家間の公平さだけでは不十分で、途上国を構成する個々の人々の間での公平さが必要だ。気候的債務によって支払われたお金が途上国の政府の浪費やさらなるエネルギー消費向けられたのでは趣旨に反する。むしろ、気候変動に伴う最初の被害者である人々、先住民、地域住民のために具体的に役立つ内容で使われるべきである。そのための仕組みも議論されなければならない。気候債務の支払いが地域社会の持続的発展のために寄与するという考え方は国連の人間の安全保障という考えにも即したものだ。

私が出席した「途上国における森林減・劣化の防止による排出削減対策(REDD)」では、

森林吸収源として森林の拡大が議論されたが、その中でも森林の質が重視された。つまり、先住民の持続的な発展や生物の多様性を支える力を持つ森林の確保も検証されなければならないし、森林の消失だけではなく森林の劣化(地域社会や多様性を喪失させる状況)も検証されなければならない。その中で盛んに言われたことは、質のよい森林は先住民らの財産であるという言葉だ。そこには、先進国の「気候的債務」の発想と、その債務の支払先は地域に住む具体的人々になるべきであるという考えが存在する。

気候変動に関する国際的な枠組の中には先進国から途上国への巨額な金員の移動があることは避けられない。その移動を正当化させる根拠としての公正とは地域社会の持続手発展に資するという考え出ると理念が徹底されるべきである。また、後進国における民主主義が不徹底である実情を考えると、地域社会の持続的発展に役立つお金の使い道及びその検証について実効性ある国際的な枠組が決められるべきである。私は「気候的正義」にそのような展開を期待したい。



REDD、森林資源のあり方についての議論では、憧れのジェーン・グドールさんが報告しており、大変感激しました